

平成30年度

国の施策及び予算に
関する重点事項の提案

平成29年7月

名古屋市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 230 万人を擁する大都市であり、2026 年のアジア競技大会開催に向けた取組みや、2027 年のリニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりを着実に進めるなど、圏域のさらなる発展に向けて積極的に取り組んでいます。その一方で、今後の人口減少及び人口構造の変化、都市インフラの老朽化、南海トラフ巨大地震への対策は喫緊の課題となっております。

住民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの発想と創意工夫により、責任を持って取組みを進め、課題解決を図るべきではありますが、そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に応じて国から地方、特に圏域の中心都市である指定都市へ権限と税財源を一体的に移譲することが必要不可欠であります。こうした真の分権型社会が実現するまで、当面、国の協力を必要とする事項や国の施策として行っていただきたい事項について、本書のとおりご提案させていただきます。

平成30年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現により、本市は国の掲げる地方創生及び一億総活躍社会の実現に寄与し、圏域のみならず日本全体をけん引していくことができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 7 月

名古屋市長 河村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	新たな大都市制度の創設	3
3	地域強靱化に向けた防災対策	5
4	施設の老朽化対策	9
5	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	11
6	安心して行える次世代育成の支援	13
7	教育行政の充実	15
8	リニア中央新幹線開業を見据えた都市機能の強化等	17
9	名古屋城（名城公園）の整備	19
10	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	21
11	瑞穂公園体育館（仮称）の整備	23
12	堀川の総合的な整備	24
13	名古屋圏道路ネットワークの整備等	25
14	名古屋港の整備	27
15	アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進	29
16	容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化	31
17	アジア競技大会の開催に対する支援	32

1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・国と地方の役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 地方交付税の改革等

- ・地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。
- ・地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- ・法人実効税率を引き下げの場合には、地方交付税原資の減収分は法定率の引上げにより対応すること。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

(国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすべきである。さらに、国

と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

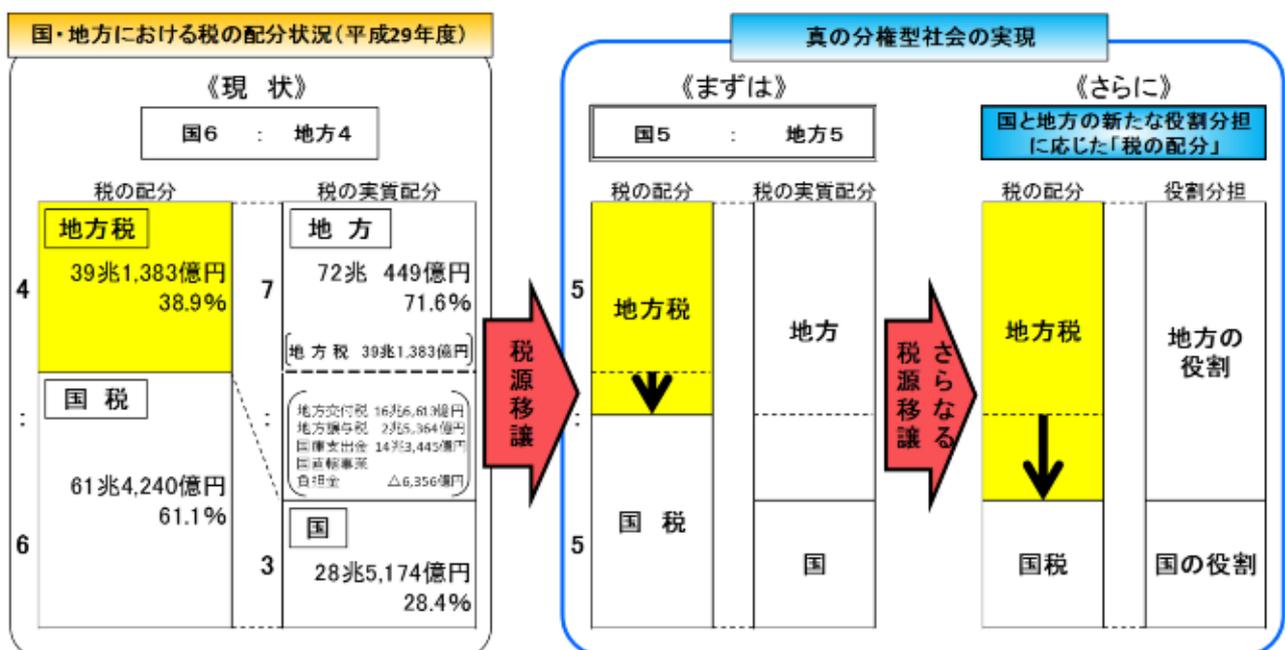
(地方交付税の改革等)

地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでなく、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

さらに、法人実効税率引下げによる地方交付税原資の減収分は法定率の引上げにより対応すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 新たな大都市制度の創設

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 新たな大都市制度の創設

- ・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設すること。

(2) 大都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

<提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

(新たな大都市制度の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を創設すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市に移譲される場合についても、併せて必要な財源について、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少社会の到来や高齢化の進展 国際的な都市間競争の激化 地域コミュニティの機能低下 公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加 	<ul style="list-style-type: none"> リニア中央新幹線の開業 南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等 圏域を取り巻く厳しい経済環境 広域的な取組みに対するニーズの高まり 	<ul style="list-style-type: none"> 特例的・部分的な事務配分 大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

基本的な視点

圏域全体をけん引	行財政面における自主・自立	地域ニーズへのきめ細かな対応
----------	---------------	----------------

基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進	「特別自治市」の創設
<ul style="list-style-type: none"> ◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。 ◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。 ◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。 ◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。

～大都市税源の拡充強化～

大都市特有の財政需要	道府県に代わって行政サービスを提供
<ul style="list-style-type: none"> ●法人需要・インフラ需要 企業活動支援 道路整備 下水道整備 など ●都市的課題から発生する需要 生活保護費 保育所関係経費 ホームレス対策費 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方自治法に基づくもの 児童福祉 食品衛生 土地区画整理事業 など ●その他法令に基づくもの 国・道府県道の管理 定時制高校人件費 衛生研究所 など

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

3 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 災害に強いまちづくり

ア 震災対策

- ・ 緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずるとともに、民間住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。

イ 集中豪雨対策

- ・ 治水上特に重要な国直轄河川や愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- ・ 堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄施設への浸水対策に必要な財政措置を講ずること。

(2) 災害対応力の向上

- ・ 防災活動拠点の機能維持に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点を早期に整備すること。
- ・ 水防法改正に伴う想定し得る最大規模の浸水想定区域を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。

<提案の背景>

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、防災・減災等に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年3月に国土強靱化地域計画を策定したところであり、防災・減災対策の迅速かつ着実な推進が求められている。

(災害に強いまちづくり)

[震災対策]

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。

また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物や市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要であり、さらに、民間住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すべきである。

[集中豪雨対策]

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年は、1時間100mmを超える豪雨も多数発生しており、局所的な浸水被害への対策も求められている。

引き続き、庄内川河川改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

(災害対応力の向上)

災害対応力の向上のため、非常用発電機の整備による防災活動拠点の機能維持が必要である。

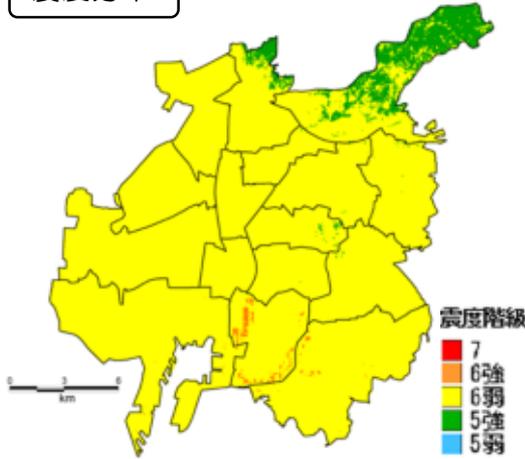
また、都心部における駅周辺の帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、備蓄物資購入に対して財政措置を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任に関して柔軟に対応すべきである。

広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する司令塔としての役割などを担う基幹となる広域防災拠点を早期に整備すべきである。

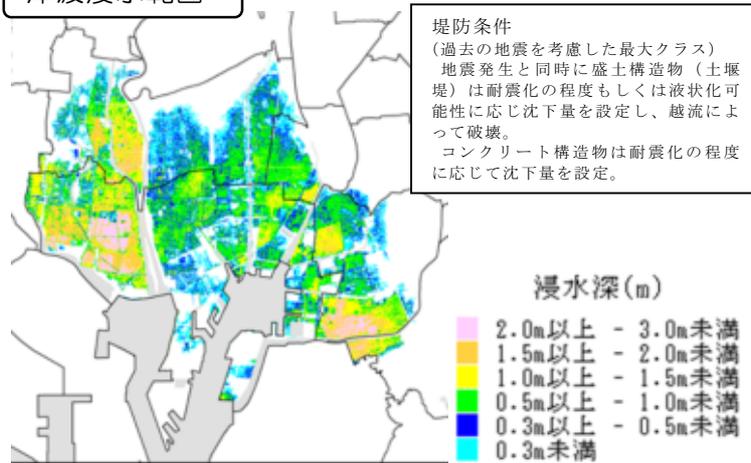
さらに、水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の洪水、高潮からの広域避難の体制整備や、新たなハザードマップの作成などを着実に進めていく必要がある。

南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



堤防条件
 (過去の地震を考慮した最大クラス)
 地震発生と同時に盛土構造物(土堰堤)は耐震化の程度もしくは液状化可能性に応じ沈下量を設定し、越流によって破壊。
 コンクリート構造物は耐震化の程度に応じて沈下量を設定。

名古屋市地域強靱化計画（平成 28 年 3 月策定）

■基本方針

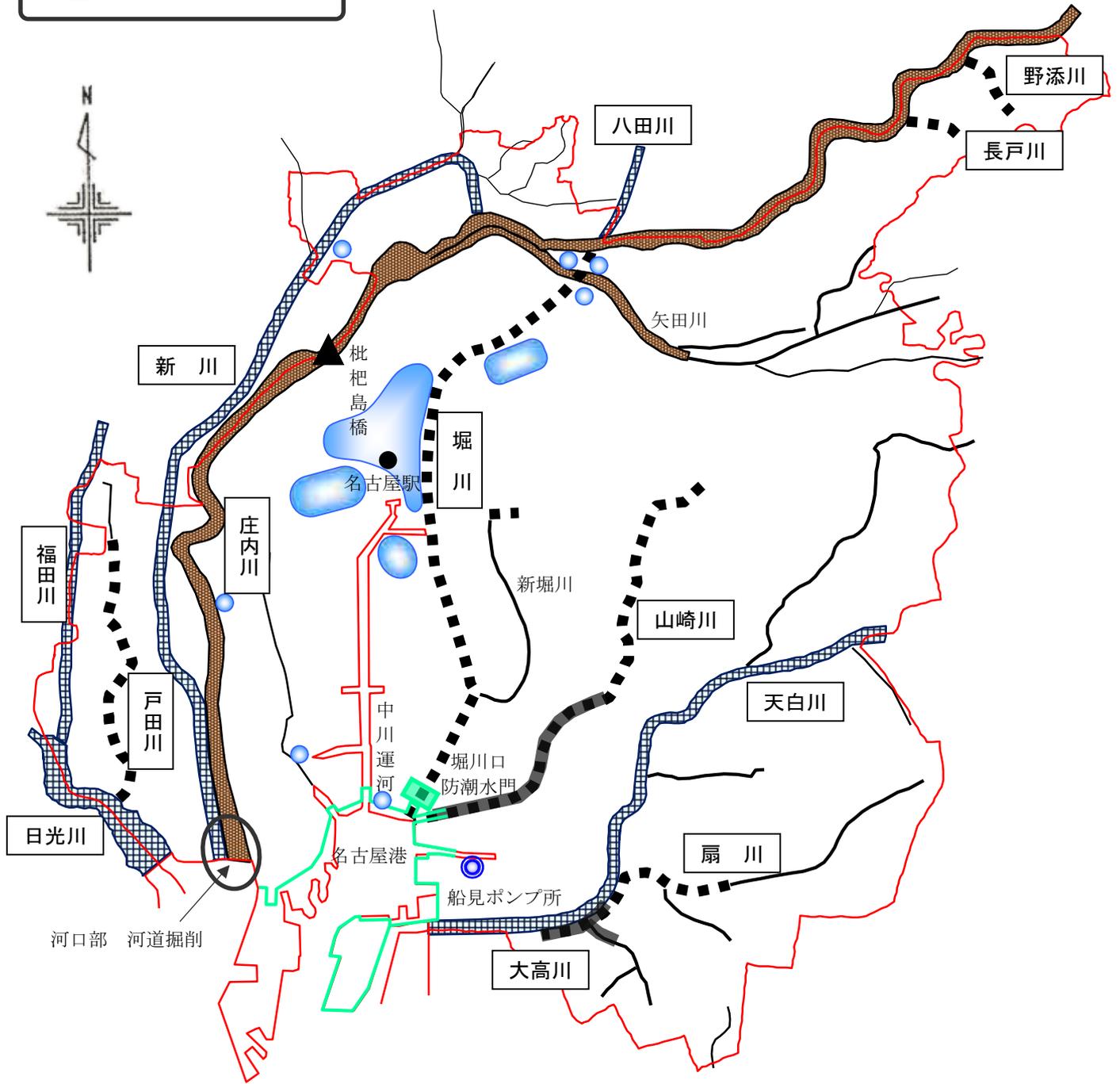
大規模自然災害から市民の命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持することで、名古屋大都市圏の持続的な成長を促進する。また、首都圏が被災時のバックアップ機能を備えることにもつながり、国全体の強靱化に寄与する。

■計画目標（関連部分抜粋）

指 標	現状値	目標値 (30年度)
耐震補強実施橋りょう数	事業中 8 橋	着手〔21 橋〕 完了〔27 橋〕
電線類の地中化実施路線数	事業中 2 路線	完了〔1 路線〕
緊急輸送道路網の整備箇所数	事業中 8 箇所	完了〔6 箇所〕
震災に強いまちづくり方針において避難地と位置付けられている公園のうち整備済み公園数	153 箇所	157 箇所
山崎川堤防の耐震化延長	80m	〔3,700m〕
配水管の更新及び耐震化延長	96km	〔475km〕
下水管の改築・更新及び耐震化延長	33km	〔190km〕
要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修件数	—	〔15 件〕
耐震対策が必要な市営住宅のうち耐震改修完了済みの棟数（累計）	7 棟	14 棟
市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間	平均約 8 時間	平均 72 時間
都市再生事業等における帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数（累計）	3 地区	8 地区
堀川の整備率	35.4%	40%
緊急雨水整備事業の整備率	77.6% ※	93.9%

注）現状値欄は 25 年度末時点（※については 26 年度末時点）での実績値
 目標値欄は 30 年度末時点での見込み値（〔 〕が記載されている指標は、
 26～30 年度の見込み事業量）

名古屋市内の防災対策



凡		例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)		緊急雨水整備事業等
	県管理河川		河川堤防の耐震対策事業
	広域河川		都市下水路事業
	防潮壁		

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

4 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 公共土木施設

- ・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 市設建築物

- ・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市の所有する公共土木施設や市設建築物の多くが、市域の拡張や高度経済成長期の人口の急増に合わせ、昭和30年代から60年代にかけて整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えることから、大きな財政負担が見込まれている。

本市では、「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などに基づき、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化に取り組んでいるところである。また、市設建築物については、「市設建築物再編整備の方針」に基づき、施設の集約化・複合化の促進などにより、保有資産量の適正化に取り組むこととしている。

大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるためには、公共施設の計画的・効率的な維持管理・更新などの着実な実施が必要である。

(公共土木施設)

インフラ再構築を支援する防災・安全交付金は、対策が必要な施設に対して十分な予算が現状では確保されていない。加えて、平成26年には、道路橋などの道路構造物について、5年に1回の近接目視による点検が省令により義務付けられるとともに、定期点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを構築することで、道路構造物の安全を確保・維持することが道路管理者の義務として明確化された。このように今後も施設の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持していくために、さらなる財源の継続的な確保を図るべきである。

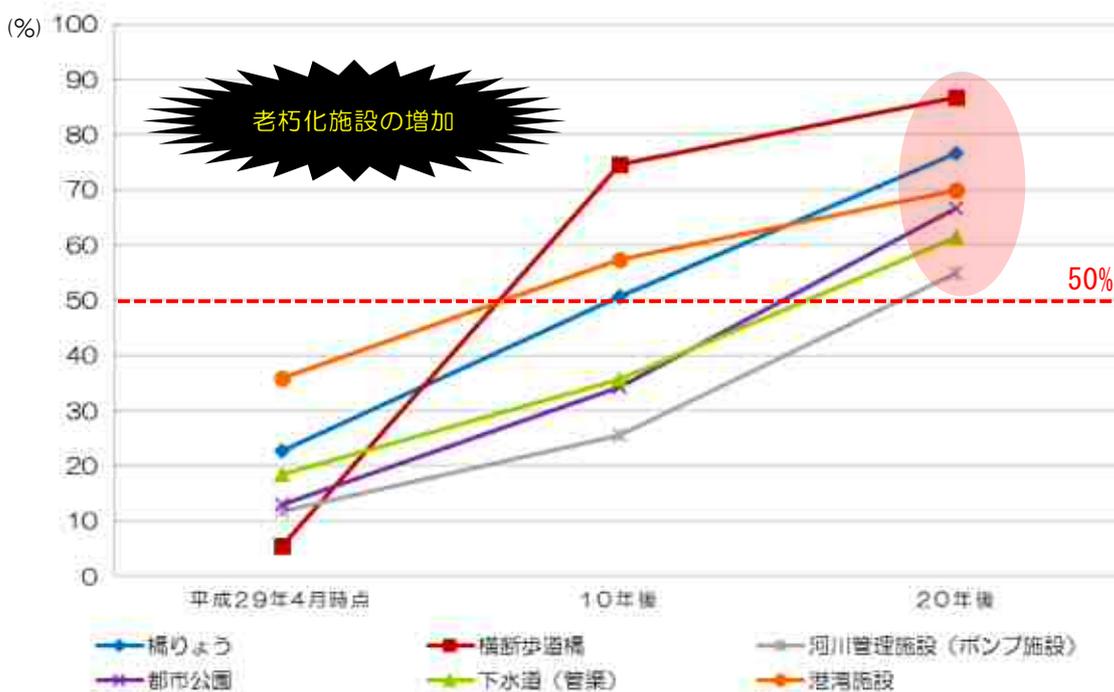
(市設建築物)

義務教育施設などについて、本市においては、耐震改修を優先して実施してきたため、築30年を経過しても老朽化対策が実施できていない校舎等が多く残されている。また、老朽化の著しいトイレについても早急に改修を行う必要がある。

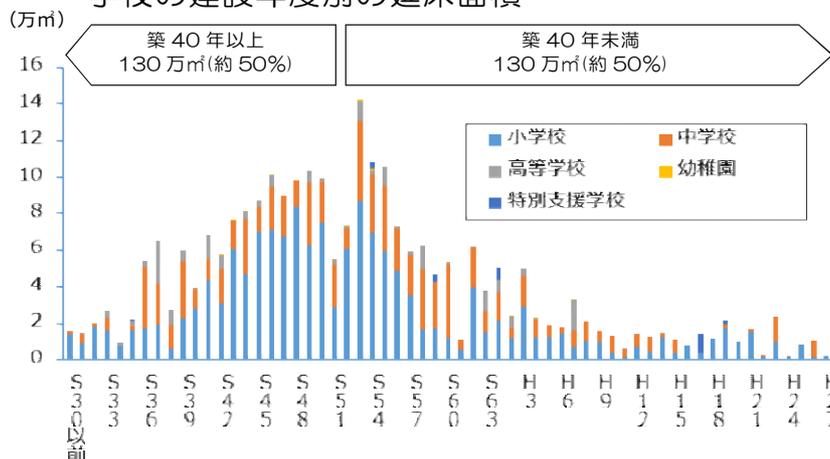
現在、計画的な改修により施設の長寿命化、経費の抑制と平準化を図ることを目的とした「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」の策定を進めているが、義務教育施設などの老朽化対策を推進するためには、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価を引き上げるなど、さらなる制度の充実が必要である。

市営住宅についても、長寿命化の検討に向けた調査を実施するため、財源の確保が必要である。

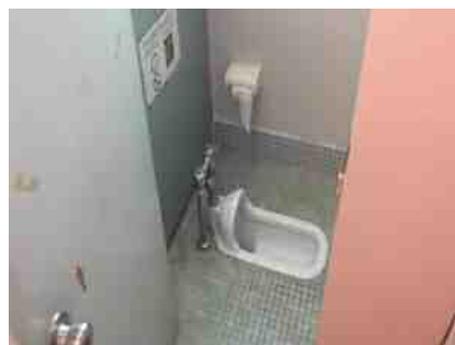
建設後50年以上経過する公共土木施設の割合



学校の建設年度別の延床面積



学校トイレの現状



- 老朽化が深刻で、抜本的な改修が必要なトイレ
⇒ 全体の4割(3,000カ所)
- 全体の7割が依然として和式便器

5 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、粒子線がん治療の適応となる全ての部位に対する治療について早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。

(2) 地域医療体制の確保

- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

- ・医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるために看護職員を24時間配置している特別養護老人ホームに対し、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

平成28年4月の診療報酬改定によって小児腫瘍に対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、粒子線がん治療の適応となる全ての部位に対する治療について早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であるため、医療従事者が確保できず、体制を維持することが難しくなっている。地域医療体制を維持していくためには、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図るべきである。

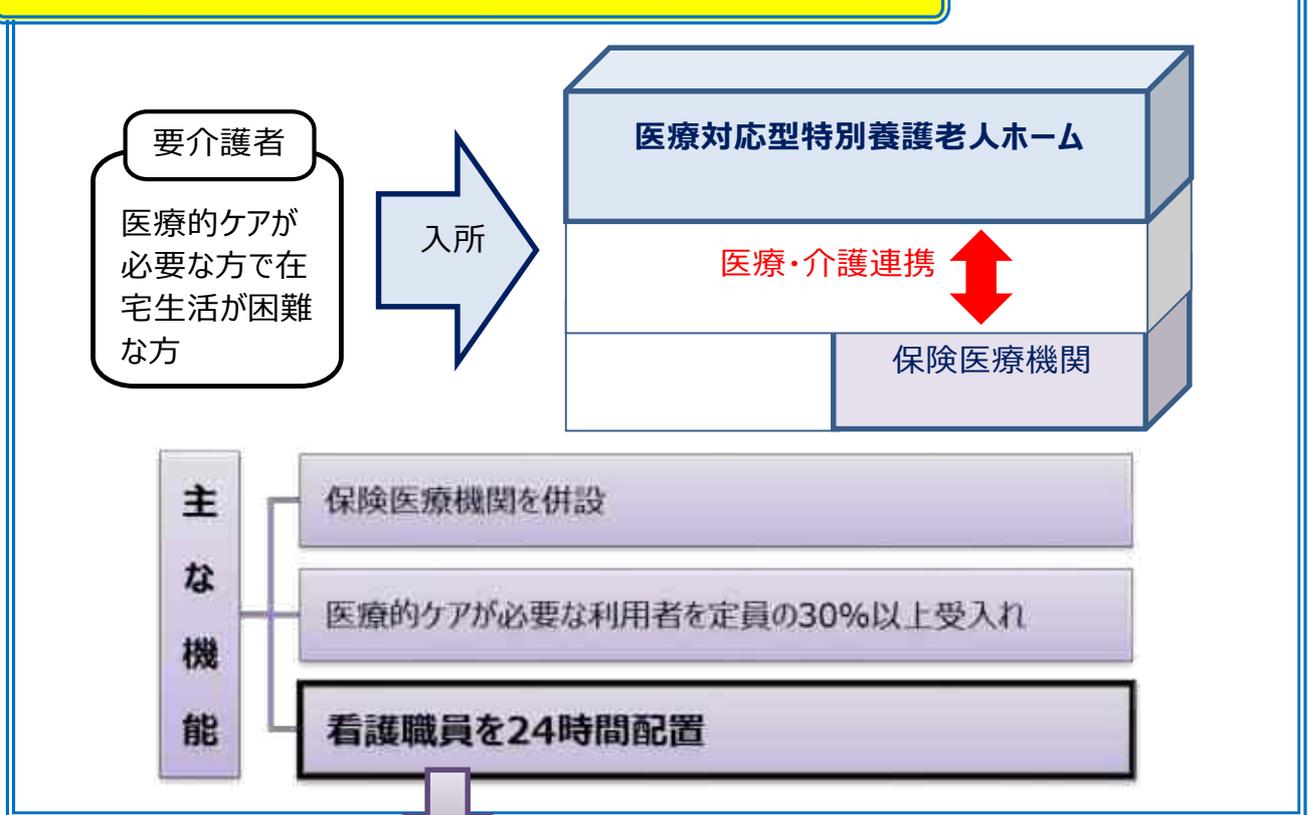
(介護保険制度の円滑な実施)

平成27年度の介護保険制度改正において、特別養護老人ホーム入所者の重点化が図られたことにより、今後医療的ケアが必要な利用者の増加が見込まれるため、本市では、看護職員を24時間配置し、医療的ケアが必要な利用者を定員の30%以上受け入れることなどを特長とする医療対応型特別養護老人ホームの整備を進めている。しかし、現行の介護報酬では施設の運営体制を維持することが難しいため、看護職員の24時間配置に対する新たな財政措置を講ずるべきである。

介護保険制度の円滑な実施

—医療対応型特別養護老人ホームに対する財政措置の必要性—

本市が整備を進める医療対応型特別養護老人ホームの概要



入所定員 100 名の場合の看護職員数
【人員基準】3 人 + 【加算】1 人 = 4 人
⇒24 時間の配置は不可能

現行の介護報酬では施設運営が困難

看護職員の24時間配置に対する新たな財政措置が必要！

6 安心して行える次世代育成の支援

(内閣府、厚生労働省)

【提案内容】

(1) 子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進

- ・賃貸物件による保育所に対する補助制度について、契約時一時金の助成の新設、設置に係る改修費並びに開設準備期間の賃借料の補助基準額の拡充及び賃借料加算の拡充を図ること。
- ・利用者支援事業の職員配置基準を見直すこと。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

- ・新設など受入人数の増加や待機児童の存在を要件としている賃借料補助などについて、要件を緩和し、既存事業などについても対象とすること。

<提案の背景>

子ども・子育て支援新制度に的確に対応するとともに、大都市特有の状況に応じたさらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

(子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進)

本市における国の改正前の定義に基づく待機児童数は平成29年4月1日現在において4年連続で0人を実現した。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれるため、賃貸物件によるスピード感のある保育所整備が必要不可欠であるが、その整備を進めるためには、開設準備期間、運営期間それぞれに対して十分な支援が必要である。

開設準備期間に対する支援として、待機児童対策が必要な地域での物件の確保が年々困難となり、賃貸借契約締結時に高額な一時金が必要となる事例が見受けられるため、賃貸物件による保育所整備に係る契約時一時金に対する助成を新設すべきである。また、賃貸物件による保育所の設置に係る改修費及び開設準備期間の賃借料の補助基準額について、さらなる拡充が必要である。

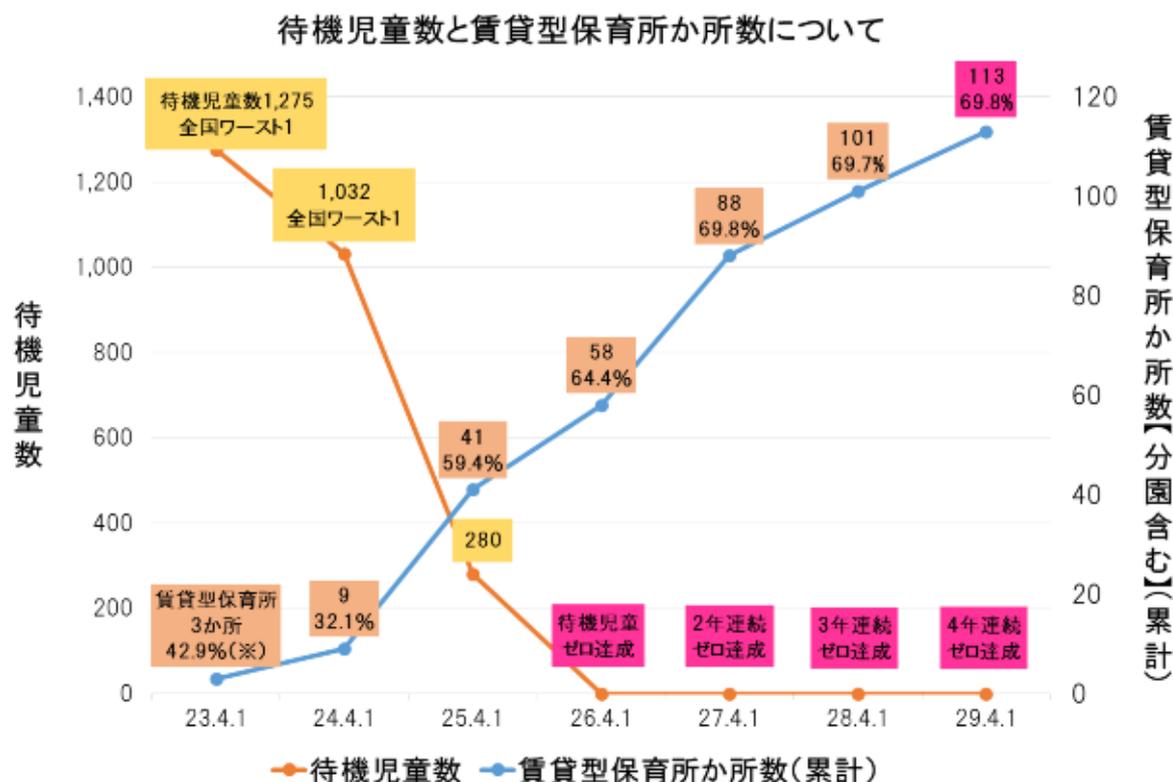
運営期間に対する支援として、賃借料が公定価格の賃借料加算額と著し

く乖離する場合の補助が創設されたが、より安定的に運営を支援する観点から、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。また、賃貸物件による保育所分園については事実上公定価格の賃借料加算を受けられないため、要件を改正すべきである。

さらに、利用可能な保育所の情報の提供など、保護者に寄り添う支援を十分に行うためには、利用者支援事業の職員配置基準を見直すべきである。

(放課後児童健全育成事業の充実)

放課後児童クラブの量的・質的拡充を図る上で既存クラブの継続は必要不可欠であるため、新設や受入人数が増加する移転に対象が限定されている賃借料補助などについて、既に民家・アパート等を活用して事業を実施している場合や、児童1人当たりの面積基準への対応等のためやむを得ず移転する場合についても対象とすべきである。



(※)平成23年度以降の保育所整備か所数(累計)のうち、賃貸型保育所(累計)の占める割合

7 教育行政の充実

(文部科学省)

【提案内容】

- (1) 「なごや子ども応援委員会」の支援
- ・「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業を創設し、財政措置などの支援策を講ずること。
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校における専門家の法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。
- (2) 教職員定数の充実改善
- ・日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、いじめや不登校への対応等、多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。
 - ・教職員定数の安定的な確保を図る等のため、加配定数の基礎定数化を拡充すること。

<提案の背景>

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

(「なごや子ども応援委員会」の支援)

本市では、スクールカウンセラー等の専門家を一般任期付職員として採用し、専門的見地から積極的にアプローチを行うことで児童生徒が抱えるいじめ、不登校や非行などの様々な問題を早期に発見するとともに、子どもの針路を応援する「なごや子ども応援委員会」制度を実施している。平成28年度の相談等対応件数は延べ12,078件、児童生徒の実数では2,333人に上っており、精神的不安を抱える子どもとその家族への多角的な支援により、自信を取り戻し自ら考え学ぶことができるようになるなどの成果がみられているところである。

学校現場に教員以外の専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を常勤で配置する事業に対し、新たな補助制度を創設するなどの支援策を講ずるべきである。

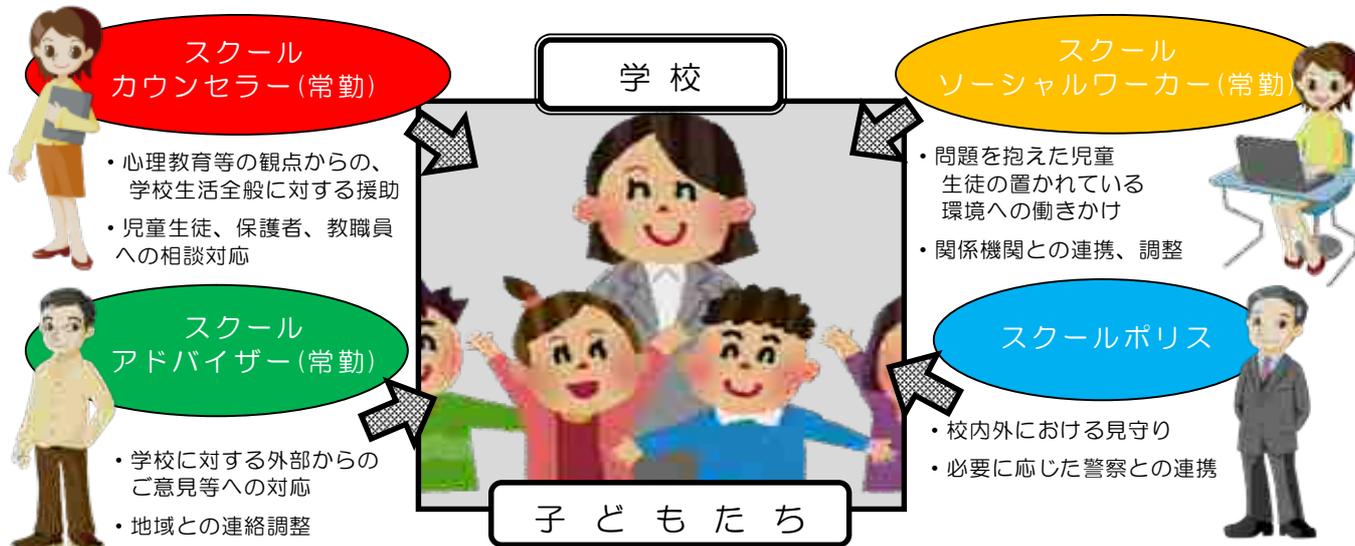
また、現行の教育公務員特例法では、教育公務員を校長、教員、専門的教育職員(指導主事、社会教育主事)と限定しているため、平成27年12月に中央教育審議会が取りまとめた答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」に示されたように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を学校等において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。

(教職員定数の充実改善)

日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、いじめや不登校への対応、小学校英語の教科化、教員の多忙化解消等の多様な教育課題に対応し、児童生徒へのきめ細やかな質の高い教育を実現できるよう、教職員定数の充実を図るべきである。

また、国の加配定数のうち日本語指導や通級による指導等に係る教員については平成29年度より順次基礎定数化されることとなったが、少人数指導や少人数学級等に係る指導方法工夫改善加配については基礎定数化が一部にとどまっており、教職員定数の安定的な確保を図る等のため、加配定数の基礎定数化を拡充すべきである。

なごや子ども応援委員会



教職員定数の充実改善

多様な教育課題

- 日本語指導
- 通級指導
- いじめ・不登校
- 小学校英語の教科化
- 教員の多忙化 等

教職員定数の充実

日本語指導担当教員、通級指導担当教員、児童生徒支援担当教員、小学校専科指導教員、事務職員等の必要な教職員定数の充実

基礎定数化の拡充

指導方法工夫改善加配の更なる基礎定数化の実施

8 リニア中央新幹線開業を見据えた都市機能の強化等

(国土交通省)

【提案内容】

- (1) リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進
 - ・名古屋駅における乗り換え利便性の向上などのターミナル機能強化、リニア駅周辺街区の面的整備、名古屋駅周辺地下公共空間整備など関連するまちづくりについて、国家的プロジェクトとして、財政支援など必要な措置を講ずること。
- (2) リニア中央新幹線名古屋駅への高速道路アクセスの向上
 - ・駅と高速道路とのアクセス向上には出入口の追加・改良等、相当規模の投資が必要なため、利用者目線の料金体系を目指した有料道路事業として整備を進めること。
- (3) 中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の早期実現
 - ・中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化に向けた調査検討を地域と連携して行うこと。

<提案の背景>

平成39年に予定されているリニア中央新幹線の開業を見据え、本市が国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点となるため、都市機能強化と本市の空の玄関口である中部国際空港の機能強化が必要である。

(リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進)

リニア中央新幹線開業により形成される、首都圏・中部圏・近畿圏が一体化した世界最大のスーパー・メガリージョンを我が国の国際競争力強化につなげるために、その要として世界的なものづくり圏域の中枢に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化が不可欠であり、平成28年3月に策定された中部圏広域地方計画においても、我が国の成長をけん引していく方策として位置付けられた。

平成28年12月にはリニア中央新幹線名古屋駅の建設が本格着工し、民間鉄道事業者による再開発についても、平成29年3月に全体計画が公表されたところであり、リニア開業を見据えて、乗り換え利便性の向上など、都市機能の強化に向けた取組みを着実に進める必要がある。

また、名古屋駅周辺地区を国際的・広域的な拠点としていくため、平成29年10月にまちびらきを迎えるささしまライブ24地区と、名古屋駅地区との歩行者アクセス改善に向けて、地下公共空間整備を推進している。

(リニア中央新幹線名古屋駅への高速道路アクセスの向上)

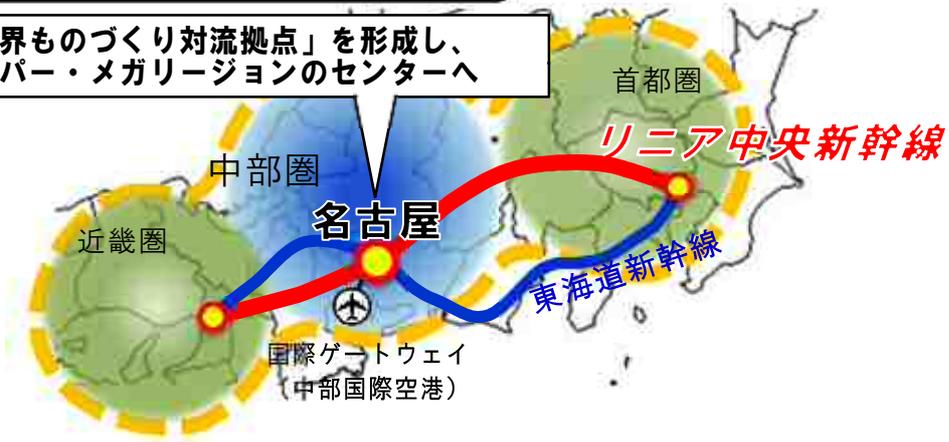
リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、名古屋駅周辺の高速道路出入口の追加・改良等を行い、駅と高速道路とのアクセス向上を図る必要がある。

(中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の早期実現)

本市の国際的・広域的機能を強化し、国の中核機能の分担に適切に対応するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港に二本目の滑走路を整備し、真に24時間運用可能な機能を備える必要がある。

「スーパー・メガリージョン」の形成

「世界ものづくり対流拠点」を形成し、スーパー・メガリージョンのセンターへ



名古屋駅周辺のまちづくり

リニア駅周辺の面的整備



わかりやすい
乗換空間の形成
(ターミナルスクエア)

名古屋駅周辺
地下公共空間整備

高速道路との
アクセス性の向上

ささしまライブ 24 地区
平成 29 年 10 月 グローバルゲート開業



凡例	
	再開発計画
	特定都市再生緊急整備地域
	都市再生緊急整備地域

9 名古屋城（名城公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

（１）天守閣の木造復元

- ・天守閣の木造復元に対し必要な財政措置を講ずること。

（２）名古屋城の文化財の保存活用等

- ・名勝二之丸庭園や石垣の整備等、文化財の保存活用及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事に対し必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、天守閣の木造復元や文化財の保存活用などに取り組むとともに、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する金シャチ横丁の開業に向けた取組みを進めている。

（天守閣の木造復元）

天守閣は昭和５年に城郭建築として旧国宝第１号に指定されたが、昭和２０年の戦災により焼失した。昭和３４年に再建された現在の天守閣は再建から半世紀が経過し、耐震性の確保も課題となっていることから、昭和実測図等の詳細な資料に基づき、史実に忠実に木造での復元を行う必要がある。

（名古屋城の文化財の保存活用等）

特別史跡である名古屋城跡の価値や魅力を高め、後世に継承していくために、名勝二之丸庭園や石垣の整備、障壁画の保存修理及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事を着実に進め、城内に残る文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状



名勝二之丸庭園の整備

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備（文化庁）

工期：平成 25～37 年度（第 1 次）

現状：保存管理計画（平成 24 年度策定）に基づき、保存整備中



本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業（国土交通省）

工期：平成 24～41 年度

現状：工事中

（平成 25 年 5 月 玄関・表書院公開開始）

（平成 28 年 6 月 対面所・下御膳所公開開始）



石垣の整備

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備（文化庁）

工期：昭和 45 年度～

現状：搦手馬出の石垣を修理中



天守閣の木造復元

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業（国土交通省）

工期：平成 29～34 年度

現状：設計中

本丸御殿障壁画保存修理

事業の種類：美術工芸品の保存修理等（文化庁）

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

10 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

（1）なごや東山の森づくりの推進

- ・東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

（2）東山植物園温室前館の保存・活用

- ・国指定の重要文化財である、東山植物園温室前館の保存・活用に対し、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

（なごや東山の森づくりの推進）

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがり、約400haもの面積を有する森である。この森は、昭和10年の一部開園以来、本市を代表する緑の拠点であるとともに、市街地に囲まれた都市の森としては日本有数のものである。

この貴重な森を保全し、次世代につなぐために、市民との協働等により、雑木林や湿地などの保全・再生活動を進めている。また、開園以来市民に親しまれてきた歴史文化的施設を保全活用しながら、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでおり、これらの事業を着実に推進する必要がある。

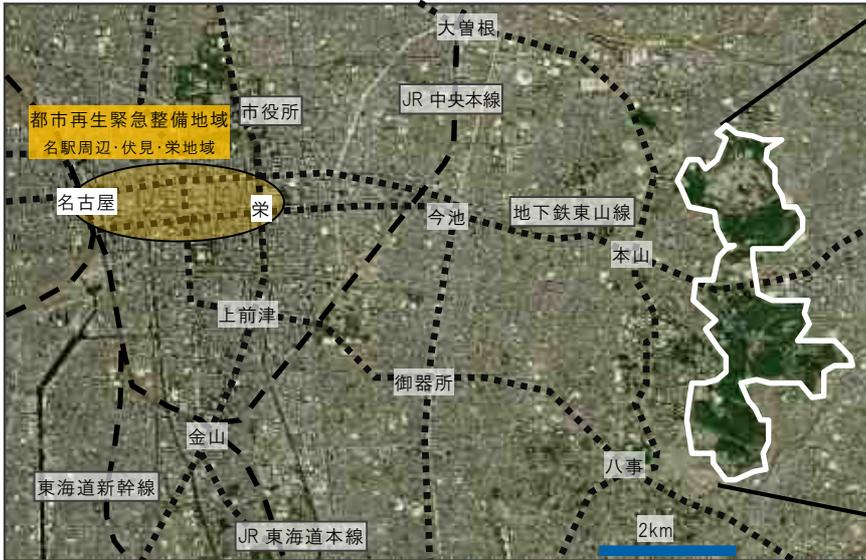
（東山植物園温室前館の保存・活用）

かつて「東洋一の水晶宮」とうたわれ、昭和12年の植物園開園当初から市民に親しまれてきた温室であり、建築技術史上、貴重なものとして、平成18年に国の重要文化財に指定されている。次世代につなぐためには、耐震補強を含む保存修理を着実に推進する必要がある。

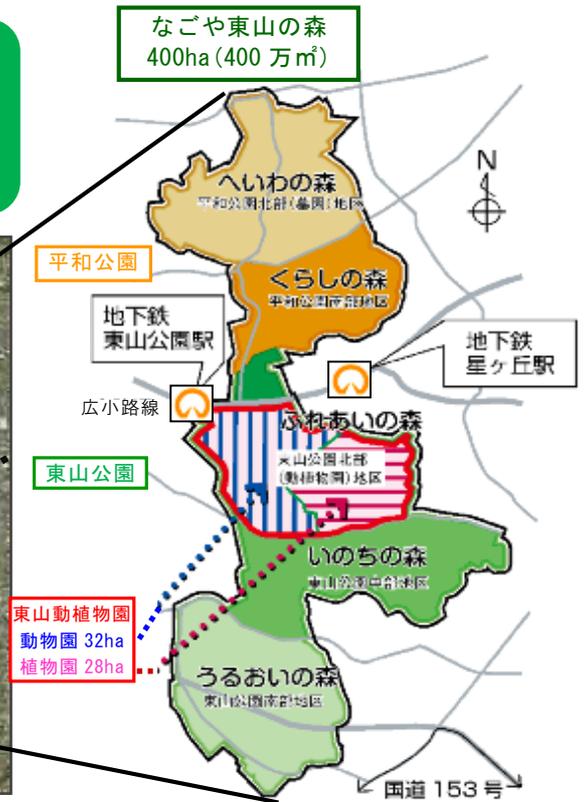
人と自然をつなぐ懸け橋へ

多様な楽しみを提供することにより、自然のすばらしさや大切さを体験・体感し、市街地に残る森の保全・再生につなげる

- ・ホスピタリティの向上と環境整備
- ・来園者が主役となった参加体験
- ・COP10 を契機とした生物多様性のフィールド など



都心に残る貴重な森 (名古屋駅から地下鉄で18分)



森の保全・再生
市民協働による森づくり



にぎわいのある快適な園内空間の形成
『洋風庭園』の整備イメージ (植物園)

項目	H29年度	H30年度	H31年度以降
森の保全・再生	市民協働により森づくりを推進		
にぎわいのある快適な園内空間の形成	なごや東山の森に必要な施設の整備		
歴史文化的施設の保全・活用	重要文化財温室前館の保存修理		
	歴史文化的施設等の整備		



歴史文化的施設の保全・活用
重要文化財温室前館の保存修理 (植物園)

1 1 瑞穂公園体育館（仮称）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

- ・スポーツ総合推進拠点施設としての機能向上を図るとともに、避難所・緊急物資集配拠点としての機能を確保するため、体育館の整備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

瑞穂公園は、豊かな自然に恵まれた総面積約24haの総合的な運動公園であり、この中にある瑞穂運動場は、平成6年に開催された「わかしゃち国体」のメイン会場にもなった陸上競技場を始め、ラグビー場、野球場、テニスコートなどの各種スポーツ施設が配置され、市民に広く利用されている。また、2026年にアジア競技大会が予定されるなど、国際大会や全国大会が開催される施設としての重要な役割を担っている。

平成25年3月に策定した「名古屋市スポーツ推進計画」においても、スポーツ総合推進拠点施設として位置付けており、平成6年以降、大規模な修繕・改修が行われていない陸上競技場の改築など、瑞穂運動場の機能向上を図る必要がある。

また、災害時における市民の安全・安心を確保するため、瑞穂公園における避難所や緊急物資集配拠点の確保が必要である。

（瑞穂公園体育館（仮称）の整備）

国際大会などの積極的な誘致や、スポーツを核としたにぎわい・交流の創出に向けて、総合的な運動公園としての機能向上を図り、また、指定避難所・指定緊急避難場所や緊急物資集配拠点の確保を図るため、屋外競技場を中心に構成されている瑞穂運動場における体育館整備に必要な財政措置を講ずるべきである。



瑞穂公園体育館（仮称）完成イメージ

工期：平成30年度～32年度（予定）

<瑞穂運動場の施設一覧>

陸上競技場、北陸上競技場、田辺陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、テニスコート、プール、トレーニング室、相撲場、弓道場、アーチェリー場、

体育館（今回整備）

1 2 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

【提案内容】

- ・ にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、様々な市民活動に利用されている。一方、近年、集中豪雨による浸水被害や護岸の崩壊が頻発している。

こうした中、リニア中央新幹線開業を見据え、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

(堀川の総合的な整備)

堀川を中心としたさらなるにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や水質浄化など、良い水辺環境の創出を図るとともに、現在整備中の地区に加え、五条橋地区においても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



水辺空間の活用
(オープンカフェ)

【水質浄化】



維持用水の確保
(庄内川からの導水)

【治水対策】



護岸改修と河道掘削

1 3 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 名古屋圏自動車専用道路網の整備等

- ・名古屋環状2号線西南部・南部区間専用部の早期整備を図るとともに、経済効果の発現のためにも開通見通しを早期に公表すること。また、一般部については4車線化を図ること。
- ・中京圏における高速道路を賢く使うための料金体系の実現に向けて、総合的な支援を行うこと。

(2) 幹線道路の整備

- ・選択と集中で進めている万場藤前線（正江橋）や敷田大久伝線などの整備、守山本通線（名鉄瀬戸線高架化事業）や万場藤前線（近鉄名古屋線高架化事業）の立体交差化など、真に必要な道路・橋りょう等の整備が早期に完了するよう必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

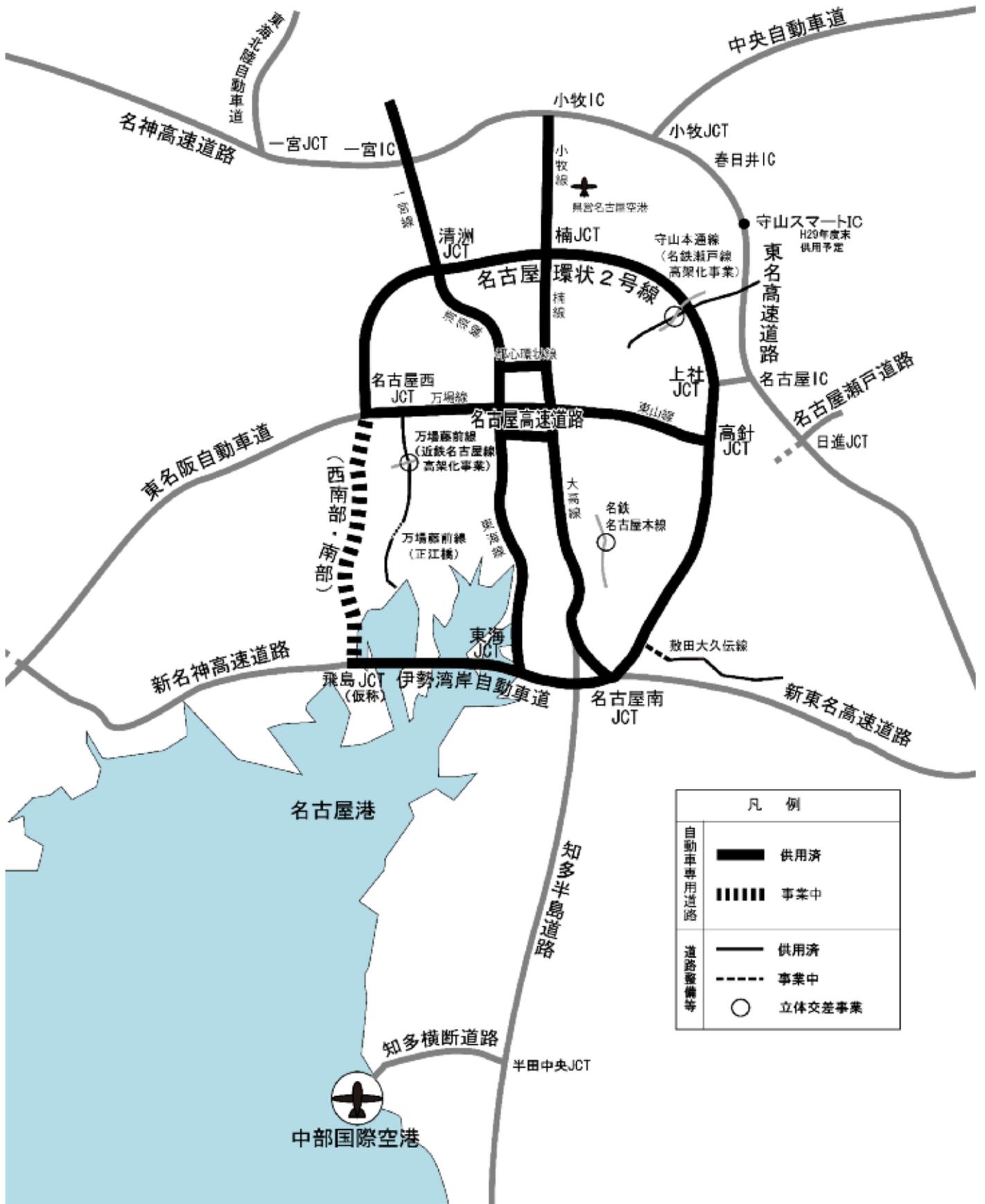
(名古屋圏自動車専用道路網の整備等)

名古屋環状2号線西南部・南部区間は、中部国際空港、名古屋港へのアクセスに重要な道路であるとともに、海拔ゼロメートル地帯における緊急輸送道路の機能を確保する役割を果たす。開通見通しを早期に公表することで開通を見据えた企業進出が円滑に図られ、また物流の見直し検討を早期に行うことが可能になる。

また、首都圏及び近畿圏において高速道路を賢く使うための料金体系に移行された。中京圏においても議論を開始し、高速道路を賢く使うための料金体系の実現を目指すべきである。

(幹線道路の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する橋りょうの整備や踏切道における渋滞解消等に資する鉄道の立体交差化などの道路整備による、道路交通の円滑化や避難動線の確保が必要不可欠である。



1 4 名古屋港の整備

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化、金城ふ頭における完成自動車取扱機能の強化に対する重点投資を図ること。

(2) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する住民の安全・安心の確保のため、金城ふ頭における耐震強化岸壁の整備、大江ふ頭耐震強化岸壁の機能確保、防潮壁等の防災機能の強化に必要な措置を講ずること。
- ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。

(3) 人々の快適な暮らしを支える港づくり

- ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、水質改善に向けた取組みや緑地整備、護岸改良について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、それぞれの貨物取扱機能の強化を進める必要がある。

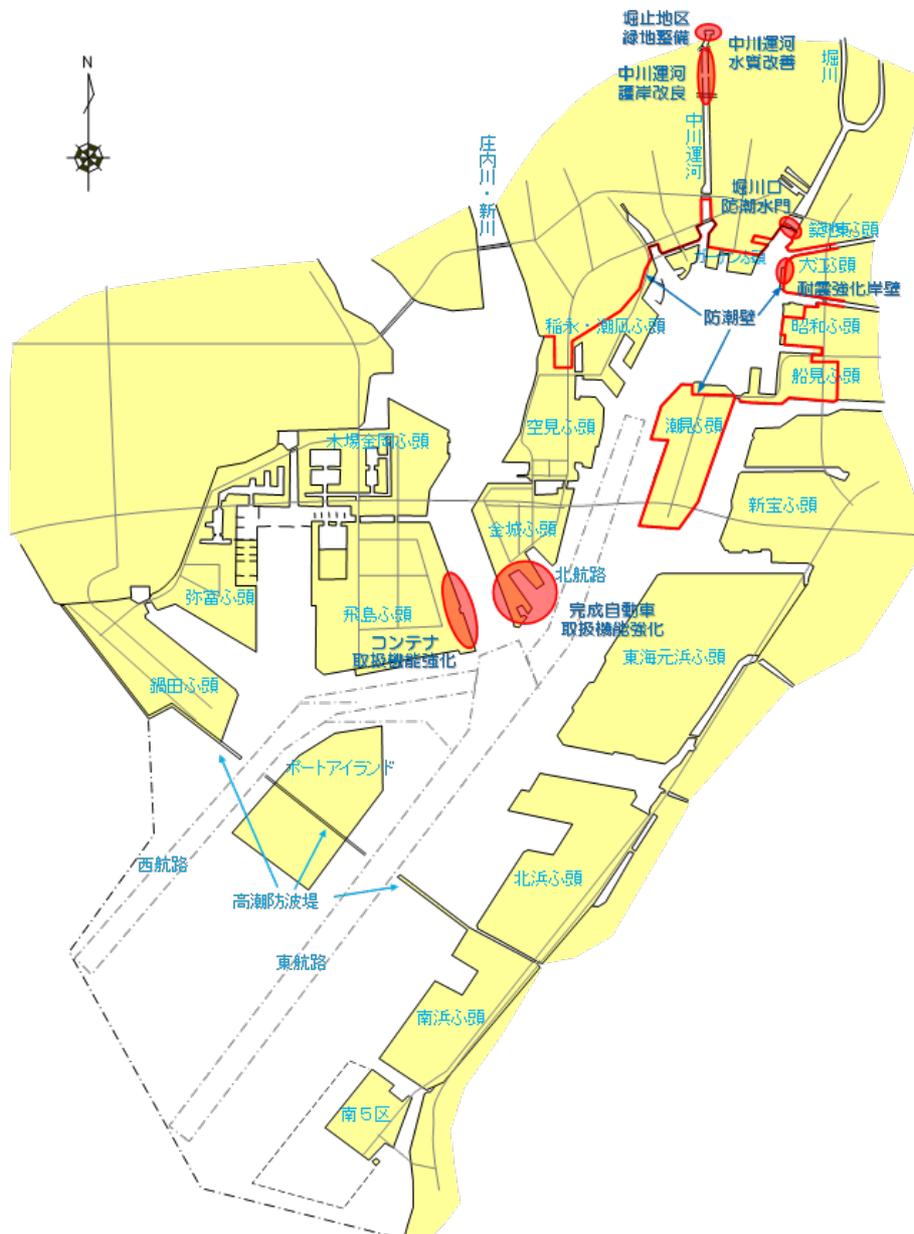
(港湾の防災機能の一層の強化)

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示されたことから、港湾の防災・減災対策が強く求められており、総合的な防災機能の強化を進める必要がある。

(人々の快適な暮らしを支える港づくり)

水辺のうるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河への再生を図ることを目的とする中川運河再生計画の実現に向け、老朽化した排水施設を改修し水循環の促進を行うことなどにより水質改善を図る必要がある。また、中川運河の堀止地区における緑地整備及び老朽化が著しい護岸改良を進める必要がある。

名古屋港施設概要図



15 アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進

(内閣府)

【提案内容】

- ・平成30年3月31日を期限とする国際戦略総合特区設備等投資促進税制を延長すること。また、対象事業に宇宙産業関連事業等を追加するとともに、要件を緩和すること。
- ・国際戦略総合特区支援利子補給金や総合特区推進調整費を始め、国による重点的な金融・財政支援を講ずること。

<提案の背景>

本市を中心とする中部地域は、日本の航空機・部品生産額の5割以上、航空機体部品では7割以上を生産する日本一の航空宇宙産業の集積地であり、平成23年12月に国際戦略総合特区「アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを受けて、工場等新增設促進事業（工場立地に係る緑地規制の緩和）や国際戦略総合特区設備等投資促進税制（法人税の軽減）などの特区の支援措置を活用しながら、航空宇宙産業の国際競争力強化に取り組んでいる。

本市においても、平成25年度に、名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例を施行したほか、航空宇宙産業設備投資促進補助金を創設し、市内中小企業の設備投資を促進するなど、航空宇宙産業の集積や生産能力の拡充に力を入れて取り組んでいる。

(アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進)

平成29年3月1日に経済産業省とフランス民間航空総局との間で、日本企業とエアバス社の連携強化を目的とした覚書が締結されたところであり、従来のボーイング機だけでなく、新たな領域での事業拡大が見込まれる。また、宇宙分野においてもH3ロケットの開発が見込まれることに伴い、関連事業者の生産用地の確保や設備増強の必要性が一層高まっている。我が国の航空宇宙産業の国際競争力を強化するためには、総合特別区域評価・調査検討会において最も高い評価を受けている当特区がさらなる成果を収められるよう、支援の拡充が求められる。

国際戦略総合特区設備等投資促進税制は、平成30年3月31日までが期限とされているが、今後も一層の活用が見込まれるため、制度の延長が必要である。また、この制度において、航空宇宙分野の対象事業は複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業に限られている

が、新たな展開が期待される宇宙産業関連事業等についても対象とすべきである。さらに、2千万円以上の機械・装置、1千万円以上の開発研究用器具・備品、1億円以上の建物等に限定されている対象設備の金額要件を緩和するとともに、ソフトウェア等も対象とすべきである。

世界に目を転じれば、世界各国において国策として航空宇宙産業の振興に力が入れられており、世界的な競争が一層激化することが予想される。そうした中で、激しい競争に打ち勝ち、我が国の航空宇宙産業の発展を確実なものにするためには、日本最強の産業集積地である当地域の持つ強みをさらに強化していくことが必要であるため、重点的な金融・財政支援など、国による総合的な支援を行うべきである。

国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」

目標

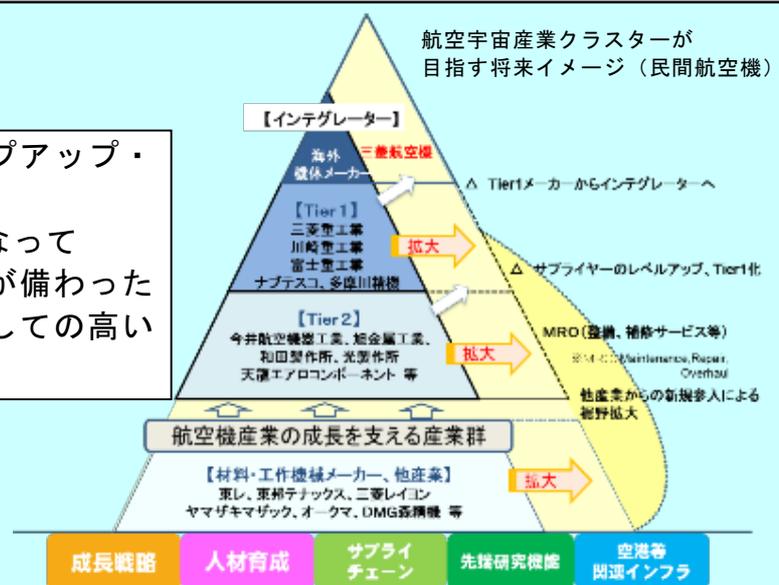
アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成

- 材料を含む研究開発から設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫体制を整備
- ボーイング787の増産等への対応、MRJ（三菱リージョナルジェット）の量産開始などにより、航空宇宙産業の世界シェアを拡大

【主な数値目標】 中部地域における航空宇宙産業の生産高
8,700億円(平成25年度)→11,800億円(平成32年度)

将来イメージ

- 大手機体メーカーのステップアップ・生産能力拡充
- 大手機体メーカーと一体となって中堅・中小サプライヤー群が備わったフルセットのクラスターとしての高い生産性の発揮



1 6 容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化

(経済産業省、環境省)

【提案内容】

- ・ 分別収集・選別保管を含めたリサイクルコスト全てを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図ること。

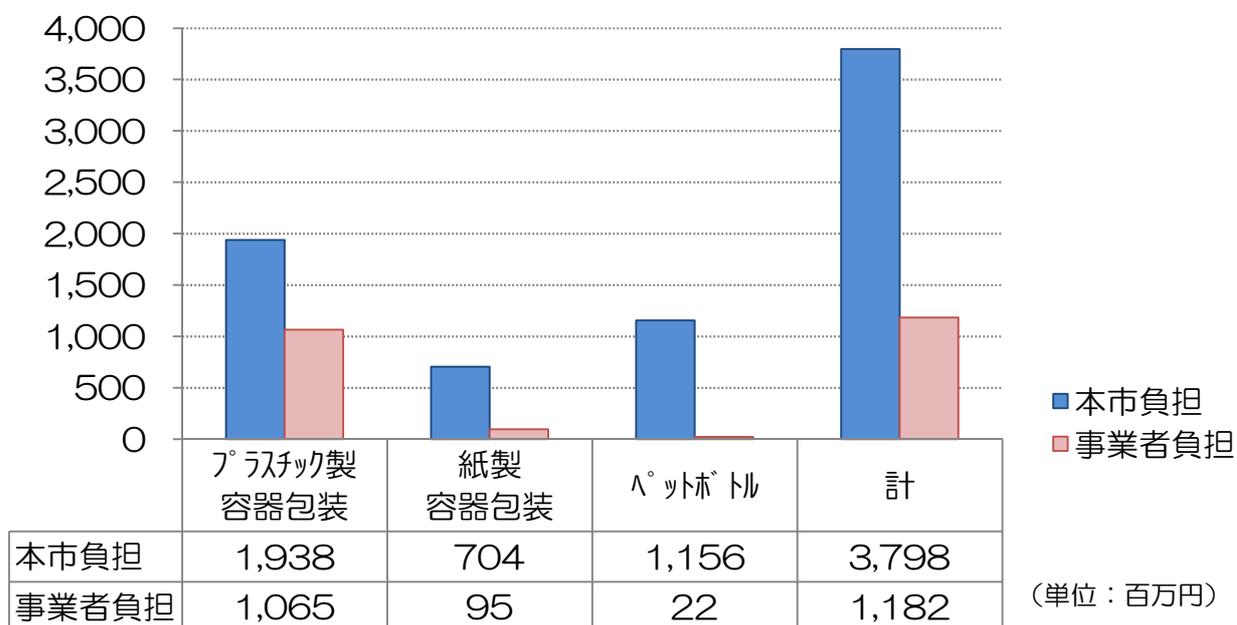
<提案の背景>

循環型社会を目指す本市においては、レジ袋有料化などによる容器包装の削減を推進するとともに、分別・リサイクルの徹底を図るなど、3Rの取組みを進めている。

(容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化)

容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であり、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない。従って、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者負担とすることが必要である。

平成27年度容器包装リサイクル法に基づく資源化経費の負担内訳



17 アジア競技大会の開催に対する支援

(総務省、文部科学省、国土交通省)

【提案内容】

- ・本市及び愛知県が共同で開催する第20回アジア競技大会の成功に向け、閣議了解や政府保証を行うこと。
- ・組織委員会へ政府関係者を参画させ、組織委員会事務局へ国の職員を派遣すること。
- ・競技会場の整備及び大会の運営に対しスポーツ振興くじ（toto）等による支援を講ずること。

＜提案の背景＞

平成28年9月25日のアジア・オリンピック評議会（OCA）総会において、第20回アジア競技大会の開催都市が愛知・名古屋に決定された。大会は、スポーツ界にとって2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の次なる目標となり、アジアとの交流を一層深める、我が国にとって大変意義のある大会である。

（アジア競技大会の開催に対する支援）

本年9月までにOCAと開催都市契約を締結することとしているため、大会を運営する組織委員会に協力する旨の閣議了解や、OCAから求められている各参加国代表団の入国の自由や関税への配慮などに関する政府保証をそれまでに得る必要がある。

また、開催都市契約締結後に設立される予定の組織委員会については、国も一員となって支えていくことが必要であるため、政府関係者の参画、国の職員の派遣が求められる。

さらに、本市及び愛知県は開催都市として、アスリートファーストの観点を踏まえながら、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会とし、国際スポーツ大会の「愛知・名古屋モデル」を作るよう取り組んでいくが、競技会場の整備や大会の運営には多額の経費を要することから、スポーツ振興くじ（toto）等により支援すべきである。

第20回アジア競技大会開催構想

〈開催期間〉16日間と仮定

〈実施競技〉オリンピック28競技の他、独自競技を加えた36競技（追加競技を除く）を想定

〈競技会場〉瑞穂公園陸上競技場始め50会場を想定

〈参加者数〉選手・大会関係者約15,000人を想定





60年の想い つなげる未来へ 名古屋市営地下鉄



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。